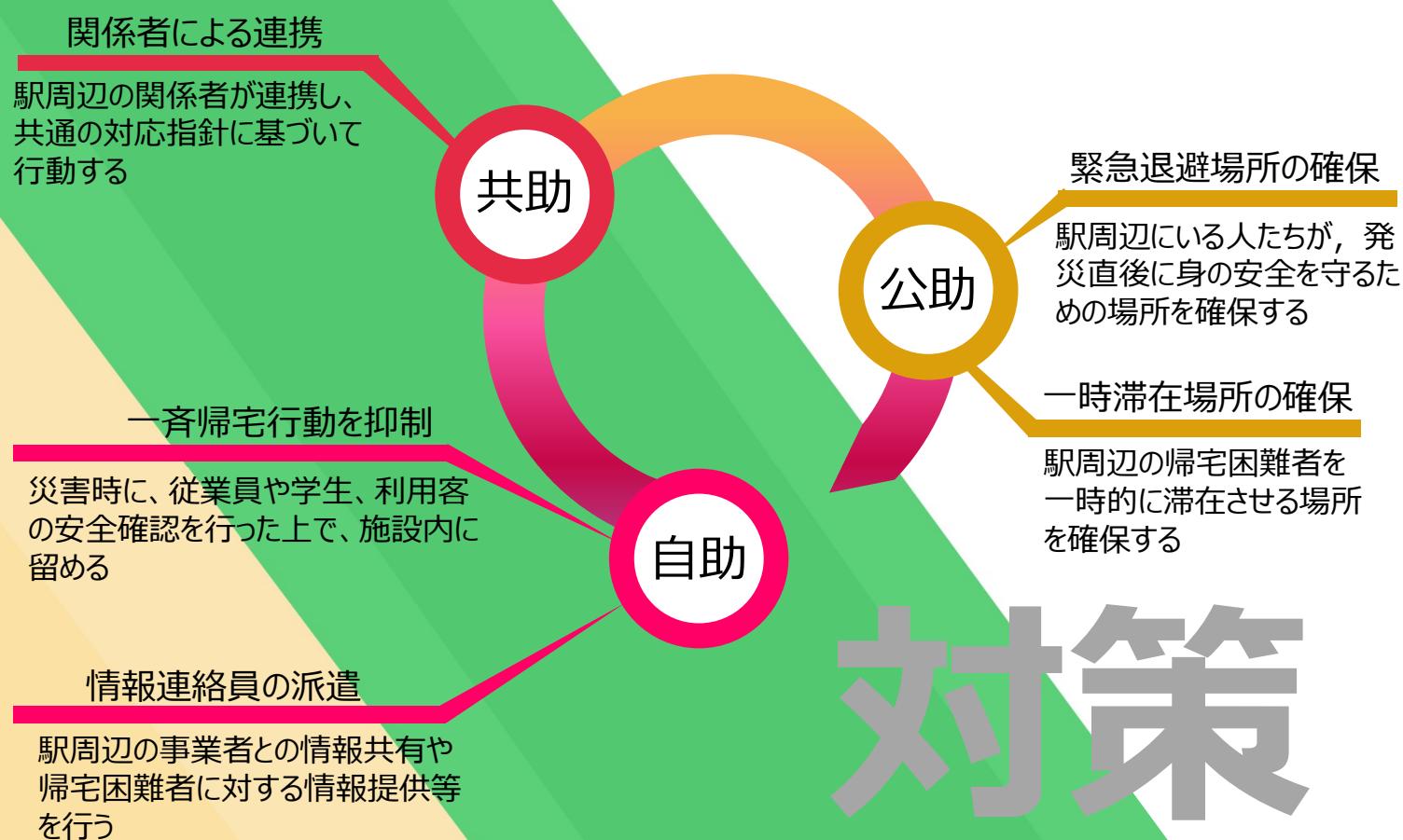


仙台駅・長町駅 周辺帰宅困難者対応指針

目的

本対応指針は、東日本大震災の経験を踏まえ、市内で震度6弱以上を観測する大地震等の大規模災害が発生した場合の仙台駅や長町駅周辺の混乱抑制を目的とし、平時から発災後数時間までの駅周辺における共助の取組について示しています。



対策

帰宅困難者対策は、**自助**の徹底を前提とした上で、関係者が互いに助け合う**共助**の取組みへつなげていくことが大切です。

災害の発生から収束まで

発災直後には、公助による速やかな支援が難しいことなどから、駅周辺事業者の自助・共助により、混乱を防止することが重要になります。

対応指針の範囲

平時

自 助

- 施設内待機のための備蓄
- 防災マニュアル整備
- 啓発活動の実施
- 訓練実施

共 助

- 対応指針の周知啓発
- 顔の見える関係構築
- 訓練実施
- 連絡網整備

公 助

- 「緊急退避場所」「一時滞在場所」の確保
- 備蓄スペース、物資の確保
- 現地対策本部の整備
- 訓練実施 ●連絡網整備

発 災

発災直後～

協議会・駅周辺事業者

施設の安全確認

事業所の従業員
⇒施設内に留める
(一斉帰宅抑制)
※不特定多数の利用者
⇒施設内に留めることが
難しい場合は、
「緊急退避場所」へ

徒步帰宅可否

徒步帰宅可否

緊急退避場所

順次帰宅

順次帰宅

帰宅支援ステーションによる支援



一時滞在場所

一時滞在場所の 安全確認

受入可否連絡

一時滞在場所運営 備蓄品配布

帰宅のための 情報提供

順次帰宅

一時滞在場所閉鎖

現地対策本部

本部の立ち上げ

災害情報 収集・提供

一時滞在場所の 状況把握

開設指示

帰宅のための 情報収集

一時滞在場所の 集約または閉鎖の検討

発災から数時間

帰宅可能な状況

収束

**帰宅困難者を指定避難所へ案内・誘導しないでください。
帰宅困難者が必要とする情報提供が困難となります。**

大規模災害の発生により交通機関が停止した場合、駅周辺等での混乱を防ぐため仙台市では各事業者や学校等に対し、一斉帰宅を抑制するよう呼びかけています。

駅周辺事業者の対応

災害時には、従業員や利用客の安全確保を行った上で**一斉帰宅を抑制**し、施設内に留めることを基本とします。

施設外への誘導は、建物内に留まることが、危険な場合などに行います。

駅周辺事業者との情報共有や帰宅困難者に対する情報提供等の担い手として、事業者は事前に定めた**情報連絡員を緊急退避場所等へ派遣**します。

徒步帰宅支援

仙台市の取組み 2

災害発生時に自宅まで徒步で帰宅する方々を支援するため、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟事業者11社と宮城県、仙台市の三者で、「災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定」を締結しています。

災害発生時に、このステッカーが貼られている店舗（災害時帰宅支援ステーション）では、水道水やトイレ、道路情報等の提供を受けることができます。
※店舗によっては、全ての支援を提供できない場合があります。



避難場所確保 緊急退避場所

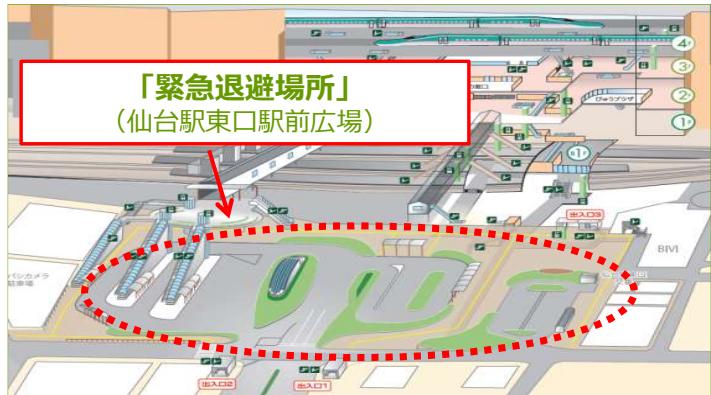
仙台市の取組み 3-1

「緊急退避場所」とは、災害時の危険回避のため緊急に避難する場所です。仙台駅周辺においては、仙台駅東口・西口の駅前の広場を、長町駅周辺においては、長町駅西口広場公園を「緊急退避場所」としています。

【仙台駅西口】



【仙台駅東口】



【長町駅西口広場公園】



一時滞在場所

仙台市の取組み3-2

「一時滞在場所」とは、災害時に帰宅困難者を一時的に滞在させる場所です。仙台市では下記施設と協定を締結しています。



関係機関の連携



体制

仙台市

- 「一時滞在場所」の確保
- 現地対策本部開設の事前準備（備品やツール等の準備）
- 徒步帰宅者の支援策

平時の活動

駅周辺事業者 情報連絡員

- 連絡網の構築、連絡手段が使えない場合の参集ルールの策定
- 駅周辺事業者、団体との「顔の見える関係」の構築
- 「緊急避難場所」における情報収集・提供についての手順の習熟、訓練

災害時の活動

本指針に関する お問い合わせ先

仙台駅・長町駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会事務局
仙台市危機管理局防災・減災部減災推進課 TEL.022-214-3048
仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課 TEL.022-214-8302